



発行所 青森県五所川原市役所 電話(代)2-111 発行兼編集人 総務課 広報係 印刷所 陸奥印刷会社

市の人口(4月末現在) 総人口48,799 男23,989 女24,810 世帯8,583

昭和33年度一般会計豫算決る

去る三月に開かれた予算議
会において一府白紙にかえ
つた昭和三十三年度予算も
五月十日の臨時議会におい
て可決決定した。

この予算(一般会計)は右入防火水槽三基の建設をた。そのうちわけは次のとおりである。
市財政の健全化をめざした。土木費は総額一千六百餘
年度の予算に比し、五千餘
万円の新設維持修理に使用され
万円の減額となつた。その他河川整備、
予算に表われた、今年度
の事業については、款毎に申
街灯費に予算が廻された。
述べてみたい。

この予算(一般会計)は右入防火水槽三基の建設をた。そのうちわけは次のとおりである。
市財政の健全化をめざした。土木費は総額一千六百餘
年度の予算に比し、五千餘
万円の新設維持修理に使用され
万円の減額となつた。その他河川整備、
予算に表われた、今年度
の事業については、款毎に申
街灯費に予算が廻された。
述べてみたい。

一般会計予算総括表

入		出	
1. 市税	102,853,500	1. 議会費	6,564,534
2. 地方公付税	65,930,000	2. 市役所費	51,863,224
3. 公営企業財産収入	11,094,650	3. 消防費	20,014,677
4. 分担金	441,426	4. 土木費	16,028,760
5. 使用料及手数料	10,431,500	5. 教育費	64,166,248
6. 国庫支出金	69,100,964	6. 社会労働衛生費	86,248,767
7. 県支出金	1,922,489	7. 保健費	4,946,985
8. 寄附金	1,000	8. 保健衛生費	22,116,290
9. 雑収入	462,500	9. 衛生費	3,560,000
10. 市債	38,000,000	10. 衛生費	163,858
計	300,238,029	11. 選挙費	2,046,800
		12. 公債	18,510,886
		13. 支備	2,557,000
		14. 予備	1,450,000
		計	300,238,029

あなたは、住民登録を忘れていませんか、今すぐ市役所へ届出下さい。
一、転入届(新しく当市と住所を定めた場合)
一、転居届(当市内で、住所を変更した場合)
一、変更届(世帯の構成に変更があつた場合)
このような場合は十四日以内に必ず届出しなければなりません。正当な理由なく期間内に届出をしない場合には過料に処せられます。

環境衛生に九十万円が計上された。
(四) 産業経済費では総計二千二百餘万円、うち農業振興費に千四百万円、畜産振興費に三百万円、他造林事業費に三十万円、観光事業に合計二百三十万円をみこんだ。
その他徴税関係の報償費として二百四十万円が計上された。

飯詰総合グラウンドの建設費としては三百五十万円下水道の施設費に五十万円をみこんでいる。
これ等事業費に対する補助負担金は一千八百六十万円、起債は二百万円が予定されている。

火の用心

お知らせ
豚コレラ
豚を全滅させる豚コレラはみんなの力で五所川原市から追放させよう。
一、予防注射をうけないと豚コレラにかかる率が非常に高く、何時までも移動禁止がとけませんからみんなが損をする事になります。予防注射の日にはこぞつて注射をうけませう。
二、注射をうけないと豚小屋から動かせないから自分の負担も非常に大きくなります。(販売できません)
三、豚コレラにかかった豚の一滴の血液、一滴の尿は数百万頭の伝染力を持つています。かかたらすぐ市役所へ連絡してください。

昭和三十三年度の事業

去る四月三日で予算議会議決を終了しましたが、ご承知のとおり一般会計予算は一応提出前の状態に戻りまして、特別会計は、議決になりましたので、それ等会計の事業について報告いたします。

一、都市計画
都市計画街路関係では次の四線が予定されている。
①新町、元町の交点から鎌谷に至る道路
②駅前より日通の東側を二百九十万円である。

二、国民健康保険事業
市役所施設費 4,039
市役所給付費 22,870
市役所保健費 2,029
市役所公債 279
市役所公債 405
市役所公債 757
市役所公債 555
計 30,934

三、国保直診
市立病院も、昨年度中に八十床の増築をみ、経営も軌道にのつてきた。
今年度は断層写真機、心電図、全身麻酔器を購入、医師十二名をよようして、診療に万全を期す予定である。

四、公益質屋
公益質屋事業も四年目を迎へ、手続きのこと

五、敬老年金制度についておしらせ
社会保障制度の一環として青森県においても本年四月一日より左記により敬老年金を支給することになりましたので市内の該当者は洩れなく申請されますようお願ひ申し上げます。
一、受給資格者
申請のとき満一ヶ年以上青森県に居住し且つ満八十八歳以上で日本の国籍を有するもの
二、年金の額
参千六百円
三、申請手続き
該当者は戸籍抄本および印鑑持参の上市役所厚生課へ手続きのこと

六、予算
各会計別の才入才出予算の総括表は次のとおりである。単位千円。

(都市計画事業)

入		出	
補助税金	4,899	費用	1,158
補助支出	7,605	事務費	694
雑収入	6,000	事務費	21,084
雑収入	2,500	事務費	69
雑収入	2,000	計	23,005
計	23,005		

(水道事業)

入		出	
使用料	14,784	水道費	9,857
手数料	3,657	水道費	8,637
雑収入	111	水道費	415
雑収入	400	水道費	43
計	18,952	計	18,952

(国民健康保険事業)

入		出	
保険料	17,000	市役所施設費	4,039
使用料	20	市役所給付費	22,870
国庫支出金	12,903	市役所保健費	2,029
寄附金	1,000	市役所公債	279
雑収入	10	市役所公債	405
計	30,934	市役所公債	757
		市役所公債	555
		計	30,934

(国保直診勘定)

入		出	
諸収入	37,049	施設費	46,406
一部負担金	16,000	施設費	2,714
使用手数料	79	施設費	3,060
雑収入	10	施設費	6,302
雑収入	300	施設費	1,916
雑収入	6,960	計	60,398
計	60,398		

(公益質屋事業)

入		出	
公益企業及び	7,452	社会労働衛生費	560
財産収入	1,171	公債	787
雑収入		公債	7,200
計	8,623	公債	14
		公債	62
		計	8,623

小曲地区の合併成る！！

大五所川原市建設への第一歩！

木造町小曲地区が、去る四月一日をもって五所川原市の一部となつた。小曲地区民にとっては三岩木川の一岸だけのびてきた年目、いな、数十年の夢が実現されたわけであるが、旧来からの市民にとつてもこの上ない喜びである。日本は勿論、世界の都市の大部分は、川を母体にして生れたといつても過言でない。五所川原市も、岩木川を母として生れた都市である。もし岩木川がなかつたら、このような発展をとり得なかつたであらう。しかも、大都市化していくためには、七和、梅田、中泉と合併、市街地が、川をはさんで構

小曲部落本市編入祝賀式挙行風景

小曲部落が根強く分町運動を続けて来た甲斐があつて四月一日から正式に本市に

編入されたことは、吾々市民は勿論、部落民にいたつては、正しく、部落初まつて以来のお目出度であり、苦斗の後に成した喜びが、この顔にもあらわれてゐる。進んだ場合、中央の化学会社の進出が約束されており、大工場建設も夢でなくなつてゐる。

このガス開発の年度の最初の日にあたる四月一日に合併されたということだけでも、今年度における当市長の発展はなにかしら明るい希望がもてるようだ。小曲地区のみならず、ようこそ……

宿願が成つて、男の涙を見

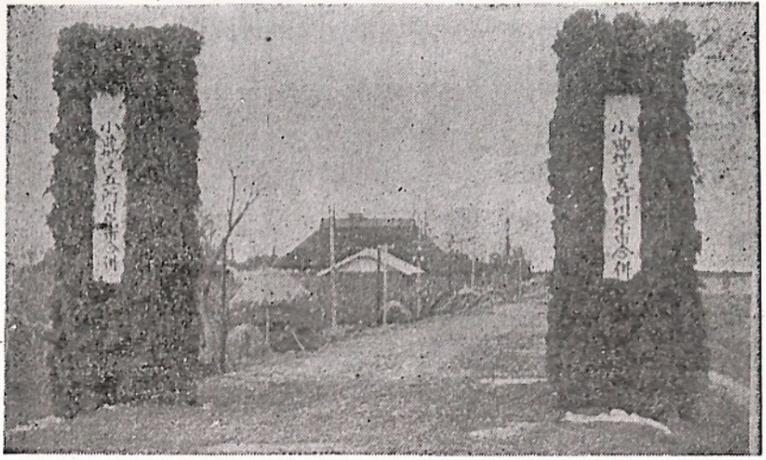
一方野外では本市御自慢の浅井の獅子舞が行われ、終つて特に市の胆入りで、津軽民謡が催された。酔うはどに飛入り熱演の部落民も一日を過ぎた。

記事の中川柳は総務課長補佐長沢典三氏

お酌する市長へ
固い膝頭

お酌する市長へ
固い膝頭

お酌する市長へ
固い膝頭



合併記念の大アーチ



式辞を述べる外崎市長



経過報告をする小栗山三郎氏

早くメートル法になれましょう

メートル法への切り替のため
来る十月一日から
全市でメートル法実施

いよいよ昭和三十四年一月一日から、取引に使われる計量単位は、メートル法一本に統一されます。今年十二月三十一日までは、いままでどおり尺貫法やヤードポンド法を使つてもさしつかへないといふことになって、いよいよ、その期限もいよいよ、迫つて来た訳です。市では、来年の一月一日が来たときには、もう、あらゆる計量単位が「メートル法」へ切り替えを終わつて、この切り替えを目標に、体制をすつかりととることにいたしました。

市民のみならずとも、残された期間を有効にいかしたいと思ひます。市民のみならず、できる限りのお骨折りと積極的なご協力をお願いいたします。

特別なものを除いて、来る九月三十日までに必要な体制をととのえ、十月一日から、全的に「メートル法」に切り替えて昭和三十四年一月一日からの「メートル法」への統一が円滑にゆくように切替の困難なものは、おそくとも今年十二月末日までに、定められた期日からの統一にさしさわりのないよう体制をととのえていただきます。

①「メートル法」の切替は、五月十九日から五月二十七日までの間に、おこないます。

②「計量器定期検査」は、五月十九日から五月二十七日までの間に、おこないます。

③「計量器定期検査」は、五月十九日から五月二十七日までの間に、おこないます。

④「計量器定期検査」は、五月十九日から五月二十七日までの間に、おこないます。

⑤「計量器定期検査」は、五月十九日から五月二十七日までの間に、おこないます。

⑥「計量器定期検査」は、五月十九日から五月二十七日までの間に、おこないます。

⑦「計量器定期検査」は、五月十九日から五月二十七日までの間に、おこないます。

⑧「計量器定期検査」は、五月十九日から五月二十七日までの間に、おこないます。

⑨「計量器定期検査」は、五月十九日から五月二十七日までの間に、おこないます。

⑩「計量器定期検査」は、五月十九日から五月二十七日までの間に、おこないます。

⑪「計量器定期検査」は、五月十九日から五月二十七日までの間に、おこないます。

⑫「計量器定期検査」は、五月十九日から五月二十七日までの間に、おこないます。

⑬「計量器定期検査」は、五月十九日から五月二十七日までの間に、おこないます。

⑭「計量器定期検査」は、五月十九日から五月二十七日までの間に、おこないます。

⑮「計量器定期検査」は、五月十九日から五月二十七日までの間に、おこないます。

⑯「計量器定期検査」は、五月十九日から五月二十七日までの間に、おこないます。

⑰「計量器定期検査」は、五月十九日から五月二十七日までの間に、おこないます。

⑱「計量器定期検査」は、五月十九日から五月二十七日までの間に、おこないます。

⑲「計量器定期検査」は、五月十九日から五月二十七日までの間に、おこないます。

⑳「計量器定期検査」は、五月十九日から五月二十七日までの間に、おこないます。

㉑「計量器定期検査」は、五月十九日から五月二十七日までの間に、おこないます。

㉒「計量器定期検査」は、五月十九日から五月二十七日までの間に、おこないます。

㉓「計量器定期検査」は、五月十九日から五月二十七日までの間に、おこないます。

区分	人口	世帯数
五所川原本所	一六、三二七	三、三二二
松島支所	四、五八六	七四二
七和支所	四、四七九	七三八
長橋支所	四、〇〇三	七一九
飯詰支所	四、〇〇八	六九九
中川支所	三、五三七	五五〇
三好支所	三、四七八	五三一
栄支所	三、三六八	五四四
梅支所	二、〇二七	三四七
昆沙門出張所	二、〇八五	三三五
小曲	四八、七九二	八、五八三
合計	八八、三二七	一六、〇二二

昭和三十三年四月一日小曲合併

